

お知らせ

記者発表資料

平成29年10月12日

■ 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

地域建設業の事業継続計画 (BCP) の認定証を交付します ～中国地方で 58 社 (新規 5 社、継続更新 53 社) を認定～

「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」による審査の結果、平成 29 年度第 1 回は、新規 5 社、継続更新 53 社について認定し、認定証を交付しましたのでお知らせいたします。

平成 24 年 4 月 1 日より開始した「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度※」について、平成 29 年度第 1 回の公募を平成 29 年 5 月 10 日から 6 月 12 日にかけて実施したものです。

【参考】中国地方整備局管内の現在の認定社数は 217 社です。

※ 建設会社等の災害時における事業継続力を高めるための取り組み
制度概要は、別紙パンフレット および <http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>

<問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231 (代表) : (平日・昼間)

【担当】企画部 緊急災害対策調整官 みやたけ 宮武 ひでのぶ 英信 (内線 3 1 2 5)

【広報担当窓口】

広報広聴対策官 さかや 坂屋 まさゆき 政之 (内線 2 1 1 7)

企画部 環境調整官 あだち 足立 つかさ 司 (内線 3 1 1 4)

中国地方における地域建設業の事業継続計画の認定状況

● 中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会



審査会(平成26年1月31日)

《審査会メンバー》

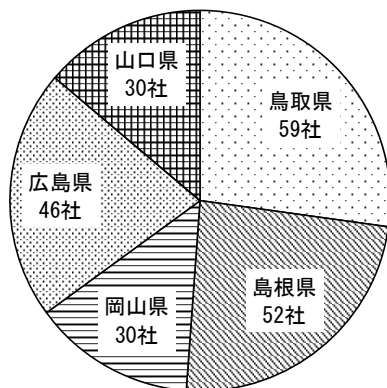
委員長
三浦 房紀 山口大学副学長
学識者委員
今岡 務 広島工業大学大学院教授
河原 能久 広島大学大学院教授
松原 雄平 鳥取大学大学院教授
行政委員
吉田 敏晴 中国地方整備局企画部長
江角 信良 中国地方整備局総括防災調整官



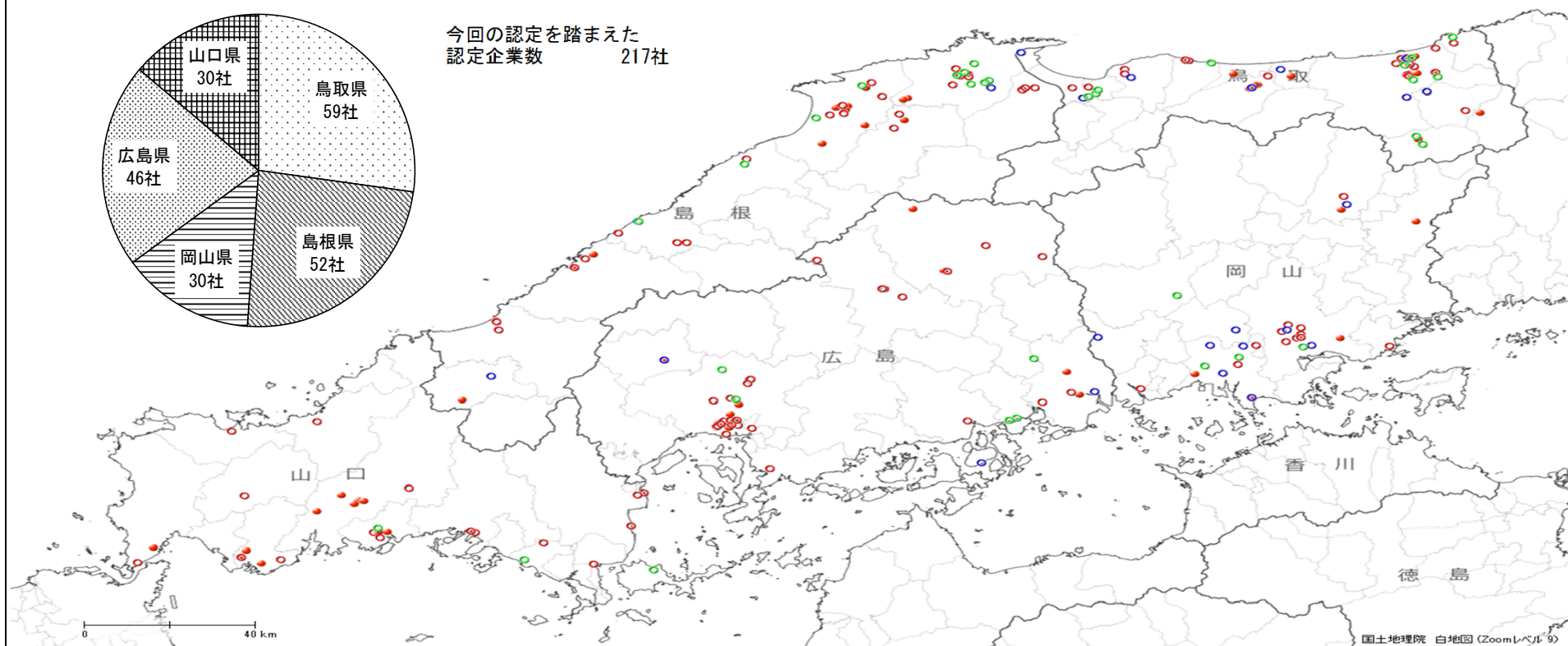
凡 例

- 平成27年度 第2回認定
- 平成28年度 第1回認定
- 平成28年度 第2回認定
- 平成29年度 第1回認定

● 中国地方地域建設業BCP 今回の認定を踏まえた認定企業の位置図



今回の認定を踏まえた
認定企業数 217社



**平成29年度 第1回
中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度 新規・更新審査一覧**

更新申請（合計53社）

県	企業名	市町村
鳥取県 15社	(株)井中組	倉吉市
	打吹建設(株)	倉吉市
	開発建設(株)	鳥取市
	(株)技工社	鳥取市
	(有)共栄組	北栄町
	(株)クラエー	倉吉市
	(有)桜宮コンテック	鳥取市
	(株)重道組	倉吉市
	(株)タカミズ	鳥取市
	東洋交通施設(株)	鳥取市
	(有)東葉緑化園	鳥取市
	中一建設(株)	若桜町
	(株)武晃建設	鳥取市
	(有)前嶋組	湯梨浜町
	やすなが工事(株)	鳥取市
島根県 12社	今岡興産(株)	出雲市
	(株)岩崎建設	出雲市
	雲南建設(株)	雲南市
	(株)栗栖組	津和野町
	(株)サンクラフト	浜田市
	祥洋建設(株)	浜田市
	宍道湖建設(株)	松江市
	大福工業(株)	出雲市
	(株)トガノ建設	出雲市
	(株)豊洋	松江市
	(株)増原産業建設	松江市
	山口建設(株)	出雲市

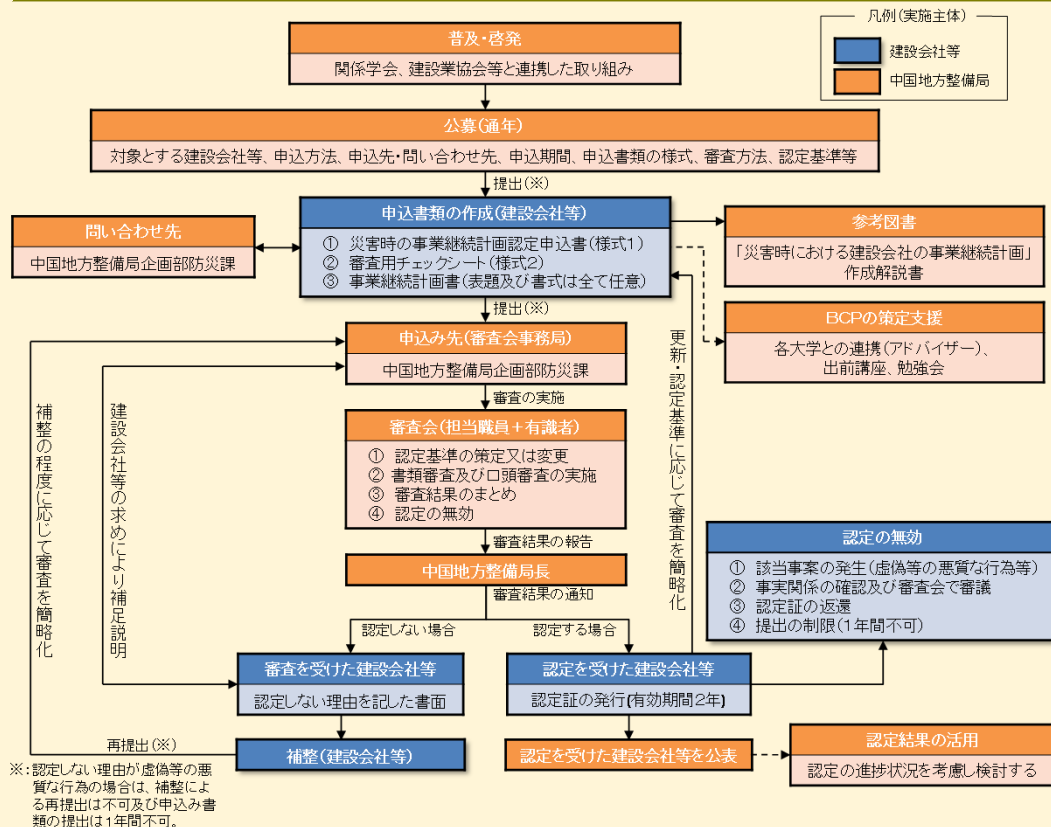
県	企業名	市町村
岡山県 4社	(株)コーザイ道路	倉敷市
	作東土木運送(株)	美作市
	(株)ナйкаイアーキット	倉吉市
	(株)中山開発	岡山市
広島県 11社	占部建設工業(株)	福山市
	(株)加島建設	庄原市
	河井建設工業(株)	広島市
	(株)河崎組	広島市
	(株)京栄建設	広島市
	広成建設(株)	広島市
	小林建設(株)	庄原市
	(株)砂原組	広島市
	錦建設(株)	広島市
	広電建設(株)	広島市
	三島産業(株)	福山市
山口県 11社	石山建設(株)	山口市
	(株)技工団	山口市
	熊野舗道工業(株)	山口市
	(株)コプロス	下関市
	山交安全(株)	山口市
	シマダ(株)	山口市
	新光産業(株)	宇部市
	成長建設(株)	防府市
	大栄建設(株)	宇部市
	日立建設(株)	宇部市
	藤本工業(株)	防府市

新規申請（合計 5社）

県	企業名	市町村
鳥取県 2社	クローバー工業(有)	鳥取市
	千代建設(株)	智頭町
島根県 1社	(株)内村電機工務店	出雲市
岡山県 1社	坂田建設(株)	津山市
広島県 1社	廣濱建設(株)	安芸太田町

更新・新規申請（合計 58社）

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領の構成概要図



勉強会等の開催

中国地方整備局は、建設会社等のみなさんの事業継続計画(BCP)策定を支援するため、勉強会等を随時開催します。勉強会等の開催を希望される場合は、各県の建設業協会等を通じて下記の『申込み・お問い合わせ先』までご連絡ください。

審査結果の通知

中国地方整備局長は、審査会からの審査結果報告に基づき、審査を受けた建設会社等に対して審査結果を通知します。その際、認定する場合は認定証を発行し、認定しない場合はその理由を書面で通知します。

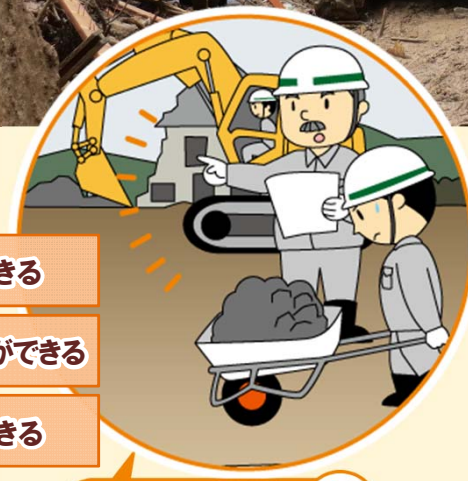
審査会事務局は、審査を受けた建設会社等から認定しない理由について説明を求められた場合は、これに応じます。

本制度の実施要領や申込書、チェックシート、作成解説書のデータ等は、下記からダウンロードできます。
『中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する実施要領』:
<http://www.cgr.mlit.go.jp/kensetsubcp.htm>

申込み・お問い合わせ先	国土交通省中国地方整備局企画部防災課
住所	〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
電話番号	082-221-9231(代)

中国地方における地域建設業の事業継続計画認定制度

災害時に被災地域を早期に復旧するためには、地域建設業のみなさまのご協力が必要です。そのため国土交通省中国地方整備局では、中国地方における地域建設業の事業継続計画(BCP)の審査・認定を実施しています。



企業を存続できる

従業員を守ることができる

地域に貢献できる

BCPがある

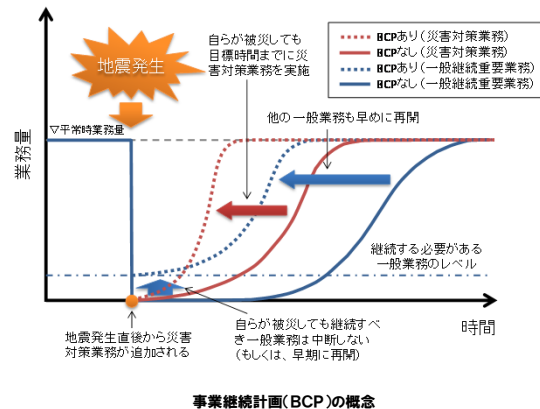


BCPがないと...

【事業継続計画(BCP)とは】

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が(なるべく)中断しないこと、中断してもできるだけ短い期間で再開することが望まれています。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)」と呼びます。その取り組みの特徴は、次のとおりです。

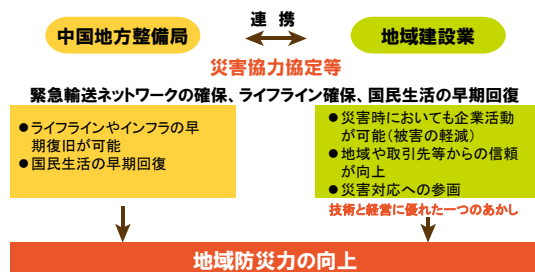
1. 災害後に優先的に実施または継続すべき“重要業務”を絞り込みます。
2. 各重要業務について“目標着手時間”を設定します。
3. 重要業務の実施するための対応計画を立案します。
4. 訓練・更新計画を立案し、BCPをPDCAサイクルで改善し、実効性を高めます。



【地域建設業におけるBCPの必要性と意義】

BCPは経営戦略のひとつであり、『①従業員を守ること、②企業を存続させること』を目的に策定するものです。

災害時においては、被害を受けた交通ネットワーク、インフラ及びライフラインなどの早期機能回復を図るためには、道路啓開をはじめ被災地での応急復旧作業を担う地域建設業の果たす役割は極めて重要です。災害復旧時に地域に貢献し、地域から信頼を得ることは、経営の健全化にもつながります。



【BCPについて地域建設業者が考えること】

実際にBCPを策定した地域建設業者(中国地方整備局管内に本社を置く会社)が考えるBCPは、以下のとおりです。

A社

- ・BCP策定の目的は、『従業員を守る』『企業存続』『地域復興』『早期の業務再開』により『企業としての責務』を果たすこと。
- ・災害発生時に事業が中断するということは、企業にとって致命的な欠陥となる。
- ・実際に機能しないBCPは策定する意味がない。
- ・BCP策定の効果は、「社員の士気向上」「取引先からの信頼感」「トップと従業員の意識の共有」である。

B社

- ・BCP策定のきっかけは、『災害時に地域で信頼される会社になりたい』と考えたから。
- ・BCP作成時における会社トップのリーダーシップが非常に重要である。
- ・BCPは経営戦略であるため、会社の理念をしっかりとって作成すべきである。

国土交通省中国地方整備局主催「3.11東日本大震災追悼フォーラム」パネルディスカッションより抜粋(平成26年3月11日)

認定の概要

認定は別途定める審査会および認定基準に基づき適否を確認し、適合した建設会社に対し、中国地方整備局が「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

認定後は、2年ごとに更新審査を実施して同じく認定基準に基づき適否を確認し、2年間の有効期限をもつ認定証を交付します。

対象業種

中国地方整備局における当該年度の「一般土木工事」及び「維持修繕工事」に係る一般競争参加資格の認定を受け、中国地方に本店を有する建設会社等を対象とします。(一般競争参加資格の適用年度は、申込書類の提出時点)

認定にあたっての審査

(1) 審査会の設置

建設会社等から提出のあった災害時の事業継続計画の審査は、「中国地方における地域建設業の事業継続計画認定に関する審査会」(以下「審査会」という。)を設置して行います。

審査会は、中国地方整備局の担当職員及び外部の有識者で構成します。

(2) 審査方法

審査は、原則として申込書類に基づく「書類審査」と建設会社等の担当責任者との質疑応答に基づく「口頭審査」によります。審査の具体的な方法は、審査会が定めます。

(3) 認定基準

審査会は、災害時の事業継続計画として必要な事項を満たしているか否かを判断するための認定基準をあらかじめ策定し、公表します。

この取り組みの初期段階は、地域建設業におけるBCPの普及を図るため、必要最小限の認定基準を設けるものとし、その後、普及状況等を考慮して段階的に認定基準を引き上げるなどレベルアップを図っていきます。